野洲市資料提供

提	供年月	日	令和5年7月21日
担	当 部	課	政策調整部 企画調整課
担	担 当 者		中野
連絡先電話番号		\$号	077-587-6039

令和6年度予算施策に向けた国県要望について

1. 日 程

令和5年8月8日(火)

※県警本部は8月1日(火)、県教育委員会は8月9日(水)に要望。

2. 要望内容

16 項目 (新規要望3項目・継続要望13項目)

【重点要望】

- ■福祉医療費助成制度の改善について
- ■河川改修・砂防事業の整備促進について
- ■国道・地方道の整備促進について

3. 訪 問 者

市長

副市長

政策調整部長

要望所管部長

事務局(企画調整課)

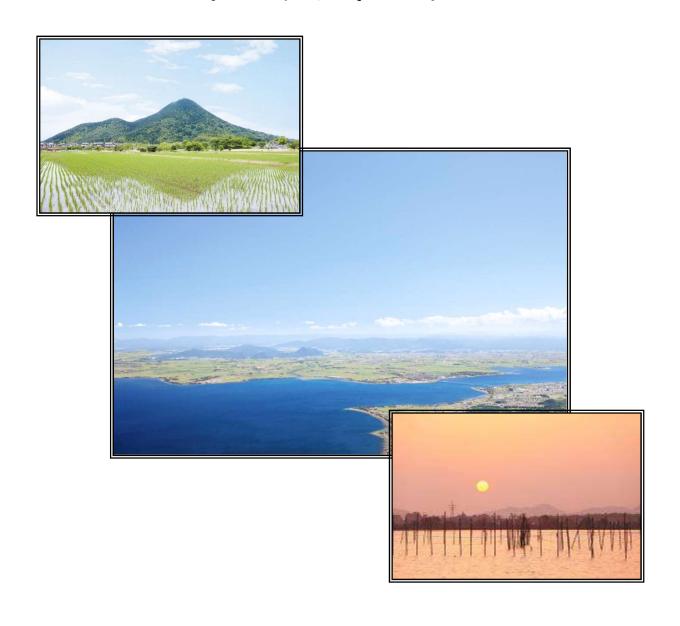
※県警本部は市民部、県教育委員会は市教育委員会による対応。

4. その他

- ・各要望事項については、要望日までに市の要望所管部署から県の担当部署へ 事前説明を行います。
- ・例年、国県要望に対する県からの正式な回答は行われないため、庁内での 報告及び情報共有のみとしています。

令和6年度予算施策に向けた

国県要望書



多様な人々と多彩な自然が調和した、 個性輝くにじいろのまち

野洲市

令和6年度予算施策に向けた要望について

平素は、野洲市政の推進につき格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、市民の皆様を中心として行政や事業者等が果たすべき責任 や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かし、多様な人々と多彩 な自然が調和した、個性輝くにじいろのまちづくりのため、各施策の推 進に全力で取り組んでいるところです。

今後も引き続き、子育て支援をはじめ、地域福祉の充実、自然環境の保全、都市基盤の整備等を推進していくとともに、アフターコロナによる様々な取組を進めていく必要があり、そのための財源確保は依然として厳しい状況が続いています。

つきましては、県におかれましても厳しい財政状況であると存じますが、本書記載のとおり、本市の課題をご賢察賜り、今後の県の予算編成や国への要望活動にあたり、本市のまちづくりの持続ある発展に特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

滋賀県知事 三日月大造様

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠 克 様

滋賀県警察本部本部長 中 村 彰 宏 様

> 野 洲 市 長 栢 木 進

> 野洲市教育委員会教育長 西村 健



令和6年度予算施策に向けた国県要望書 目次

要望先	部・課名		要望事項	区分	頁
	子ども・青少年局 障害福祉課	1	福祉医療費助成制度の改善について	継続	1
	陸中紀打部	2	障害福祉サービスの確保のための社会福祉施設 等整備費補助金の十分な予算確保について	継続	3
	障害福祉課	3	地域生活支援事業に係る国県補助金の適正な 交付について	継続	5
健康医療福祉部	健康福祉政策課	4	時代に応じた民生委員・児童委員のあり方の 見直しについて	継続	7
	健康僧仰义束诛	⑤	生活保護制度の見直しについて	継続	9
	油式及被流電阻	6	帯状疱疹ワクチン接種の推進について	新規	11
	健康危機管理課	7	新型コロナワクチンの管理・流通体制の見直し について	新規	13
	流域政策局 砂防課	8	河川改修・砂防事業の整備促進について	継続	15
	都市計画課	9	区域区分の機動的な見直しについて	継続	17
上去' 圣 *P		10	湖岸緑地(中主・吉川地区)の維持管理及び 利用促進について	継続	19
土木交通部	道路整備課 道路保全課 都市計画課	(1)	国道・地方道の整備促進について	継続	21
	大塚心師部	12	社会インフラとしての鉄道の維持・活性化に ついて	継続	23
	交通戦略課	13	地域に必要な公共交通への支援拡充について	新規	25
文化スポーツ部	文化財保護課	限 ① 文化財の保存活用の推進について		継続	27
教育委員会	教職員課 フローティング スクール	15)	学校教育を充実させるための人材育成について		29
警察本部 交通部	交通規制課	16	信号機設置による交通の安全確保について	継続	31

①福祉医療費助成制度の改善について(継続)

【要望先】健康医療福祉部子ども・青少年局 健康医療福祉部障害福祉課

1. 提案•要望内容

(1) 国による子どもの医療費助成制度の創設

子育て支援策として全国の地方自治体が取り組んでいる地方単独事業の子どもの医療費助成等については、少子化及び子育て支援対策の一環として、国の責任において全国一律の子どもの医療費助成制度を創設されたい。

<u>(2)県による子どもの医療費助成制度の創設</u>

現在、県において検討されている就学時への福祉医療費助成制度の拡充について、 令和6年度実施の際には県の大半の市町が助成を実施している高校生までを対象と して実施されたい。

(3) 県による精神障害者の医療費助成制度の拡充

現在、県において検討されている精神障がい者の医療費助成制度の拡充について、 身体障がいのある方と同様、医療機関による制限なく通院・入院ともに助成対象と なるよう制度拡充に向け、取り組みを充実されたい。

2. 提案・要望の理由

〇人口減少化時代に突入し、少子化が深刻な課題となっている。その中で、子ども の医療費助成制度は、子育て支援策の重要な施策の一つとして、全国すべての市 町村が地方単独事業として取り組んでおり、子育て家庭への福祉の増進に大きな 役割を果たしているが、自治体の財政力により認定基準や助成内容に格差があり、 不公平な制度となっている。

少子化対策は国家的課題であり、その対応策の一環として、子どもの医療費助成を全国の自治体が取り組んでいる状況に鑑み、当該助成制度は、「異次元の少子化対策」の名のもとで、国が責任をもって取り組むべき施策(制度の創設)であると考える。

- 〇県の子育て支援施策の一つとなり得る就学時対象の福祉医療費助成事業について、 市町の負担軽減や市町間での差異を解消するため、対象年齢や給付内容を決定す る際には、県の財政状況だけでなく、各市町の実情に即した制度設計となるよう 対象年齢や給付内容等を踏まえた上で決定されたい。
- ○精神疾患については、先天性のものや治療が困難である疾患が増加していること や、他疾患が複合的に現れるケースも増えており、複雑化が進んでいる。

そのため、これらの疾患を抱えた方が安心して社会生活を送ることができるための支援策の一つとして、指定の医療機関の通院のみではなく、すべての医療機関での通院・入院を助成の対象とする必要があると考える。(近隣他府県(大阪府、奈良県など)では、全ての医療機関での通院・入院にかかる医療費が助成対象)

滋賀県においても、精神障がい者に対する福祉医療費制度の令和6年度の拡充を目途にご検討いただいているところだが、制度拡充の早期実現に向け、その取り組みを充実されるよう、要望するもの。

<現状、取組状況、課題>

《現状·課題》

各地方自治体の子育て支援策全般や当該自治体全般全体の政策的要素、また、財政事情等から、自治体間で制度内容が異なる。

【参考資料】

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況 (令和3年4月1日現在)

就学前

9歳年度末

12歳年度末

15歳年度末

18歳年度末

20歳年度末

22歳年度末

24歳年度末

1. 都道府県における実施状況

2. 市区町村における実施状況

対象年齢

実施市区町村数計

(単位:市区町村) 入院

1,741

3

0

28

810

892

3

2

対象年齢	通院	入院
	进 灰	八灰
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	23	18
9歳年度末	2	0
12歳年度末	4	6
15歳年度末	9	16
18歳年度末	4	5
その他 (※)	1	1

所得制限	通院	入 院
所得制限なし	17	18
所得制限あり	29	28
その他(※)	1	1

一部自己負担	通院	入 院
自己負担なし	10	12
自己負担あり	36	34
その他(※)	1	1

所得制限
 通院
 入院

 所得制限なし
 1,521
 1,524

 所得制限あり
 220
 217

通院

1,741

40

11

36

832

817

3

2

0

一部自己負担	通院	入 院
自己負担なし	1,136	1,222
自己負担あり	605	519

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

精神障害者保健福祉手帳による医療費助成の12府県の基準

	精神通院	納付 方法等	精神入院	納付 方法等	一般通院	納付方法等	一般入院	納付方法等	所得制限基準	担当課	事業名
滋賀県	1·2級、か つ、自立支 援医療	窓口無料	_	ı	-	-	ı	_	老齢福祉年金	障害福祉課	精神障害者精 神科通院医療 費助成
京都府	_	I	_	ı	-	_	-	_	-	医療保険政策課	_
大阪府	1級	窓口一部負担(500円) /自動還付 (月額上限額 3,000円)	1級	窓口一部負担(500円) /自動還付 (月額上限額3,000円)	1級	窓口一部負担(500円) /自動還付 (月額上限額3,000円)	1級	窓口一部負担(500円) /自動還付 (月額上限額3,000円)	本人所得472 万1千円以下 (単身の場合)。 障害基礎年金 の全額支給停 止の額	地域生活支援課	重度障がい者医療
奈良県	1・2級 *自立支援 医療を基本	自動還付・ 一部負担 (500円)	1.2級	自動還付・ 一部負担 (500円 /1,000円)	1・2級	自動還付・ 一部負担 (500円)	1・2級	自動還付· 一部負担 (500円 /1,000円)	老齢福祉年金	保健予防課	精神障害者 医療費助成
和歌山県	1級 *自立支援 医療を優先	窓口無料	1級	窓口無料	1級	窓口無料	1級	窓口無料	特別児童扶養 手当	障害福祉課	和歌山県重度心 身障害児(者)医 療費助成
兵庫県	-	_	_	-	1級	窓口一部 負担(600 円/1,200 円)	1級	窓口一部 負担 (2,400円)	自立支援医療制 度の所得制限基 準を準用(市町 村民税所得割税 額23.5万円未 満)	国伊医泰迪	重度障害者医療費助成

青木 聖久(日本福祉大学),「精神障害者保健福祉手帳」所持者に対する医療費助成(福祉医療)の実施状況―12府県内の市町村からの調査結果を中心に― 報告書、2023年1月, P13 引用

^(※)交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。 交付金の規模は12歳年度末までに相当。

②障害福祉サービスの確保のための社会福祉施設等整備費補助金の十分な<u>予算確保について(継続)</u>

【要望先】健康医療福祉部障害福祉課

1. 提案 • 要望内容

社会福祉施設整備費補助金の十分な財源確保

○従前から計画されている大規模整備等によって、各サービス事業所の整備予算 枠が縮小され計画が左右される影響を回避するため、十分な財源確保をお願い したい。

- ○市では、不足する生活介護事業所等の日中活動の場の整備を進めるに当たり、 過年度には、実施主体である社会福祉法人等が整備計画を立て、社会福祉施設 整備費補助金を申請しても採択されなかったため、要となる資金計画の見通し が立たず、整備を見送る事態が生じているところである。
- 〇また、国の障害福祉計画指針(以下「国指針」という。)の具現化の方策の一つである地域生活への移行を促進するための一助として、グループホームの整備に係る積極的な財政支援も必要な措置である。
- 〇これらのことから、国指針にある地域共生社会の実現のための施策の展開を図るべく、障害福祉分野の施設整備費補助金においては、十分な財源確保が図られるよう国に対して積極的に働きかけていただきたい。

<現状、課題>

■社会福祉施設等整備費補助金の状況

野洲市障害者通所施設申請結果

令和4年度申請分(令和5年度計画) 民間心身障害児者社会福祉施設整備補助金申請数:野洲市

	申請数	採択数	不採択数
平成30年度	2	0	2
令和元年度	1	0	1
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0

*令和2年度以降、申請までには至らなかったものの、毎年度、 数件相談を受けている。

■ 課題

- ・補助金が要望額に満たないため、障害福祉計画に沿ったサービスの整備等が 困難となっている。
- 近年の実績では、計画的な事業所整備を進めることができない。
- ・整備等が遅れることにより、障がい者が望む自立支援のための地域の活動や グループホームでの生活実現が難しい状況となっている。

③地域生活支援事業に係る国県補助金の適正な交付について(継続)

【要望先】健康医療福祉部障害福祉課

1. 提案•要望内容

地域生活支援事業費補助金の十分な予算確保

○障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の 特性や利用者の状況に応じ柔軟なサービスを実施するための上記補助金について、 国庫・県費の十分な予算確保を図られたい。

- 〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)において、市町村が実施する地域生活支援事業の補助金の補助割合は、国庫補助金は対象費用に対して100分の50以内、県費補助金は100分の25以内と規定されている。
- ○国が定める地域生活支援事業実施要綱には必須事業と任意事業が掲げられている にも関わらず、例年、実態調査等を勘案した枠配分による補助金決定を受けてお り、その不足分を市町村が補っている現状にある。
- ○地域生活支援事業は、障がいのある人にとって、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを実施し、もって福祉の増進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する事業であり、この事業に対する市町村負担が増大することで、他のサービス提供の縮小を余儀なくされ、ひいては当事者がサービスを受けられない事態にも陥ることになりかねない。
- 〇この事業の適正な実施に向けて、交付申請時期を早め、補助対象事業の必要性や 内容を精査した上での交付決定を受けることができるよう、国、県の責任におい て十分な予算の確保を求めるとともに、制度設計も見直すべきである。

<現状、課題等>

■地域生活支援事業費補助金について

野洲市における令和4年度補助対象実支出額は、69,192千円で、国庫補助金が法定割合の50%に対し、36.8%(25,445千円)、県補助金が法定割合25%に対し、18.2%(12,563千円)となっており、この結果、法定割合25%を大きく超えた45.1%(31,184千円)の事業費を負担している。

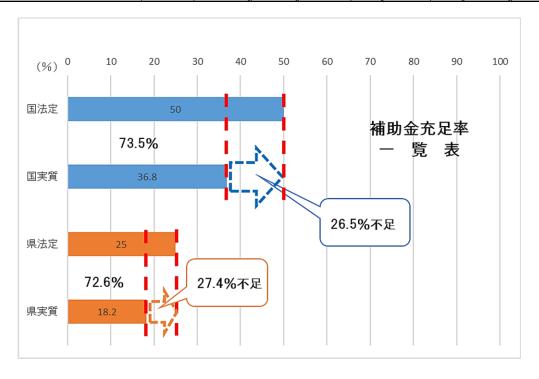
また、充足率は、本来の交付金額の73.2% (補助割合上限の75%に対して、54.9%) となっている。

課題として、地域生活支援事業は、必須事業と任意事業の区分があり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が効果的・効率的に運営する財源として、国庫・県費補助金が安定して担保されることが必要である。

令和4年度 地域生活支援事業費等に対する補助金額等

(単位 : 千円)

補助内容	補助対象経費	法定(上限)の補助症	金額と割合	実際の補助	金額と割合	補助金充足率
事業所要額	69, 192 A					
国庫補助金額		34, 596 B (A/2)	50%以内	25, 445 E	36.8% E / A	73.5% E / B
県補助金額		17, 298 C (A/4)	25%以内	12, 563 F	18. 2% F / A	72.6% F / C
小	計	51, 894	75%以内	38, 008	54. 9%	73. 2%
野洲市負担金額		17, 298 D (A/4)	25. 0%	31, 184 G	45. 1% G / A	
合	計	69, 192		69, 192	100.0%	



④時代に応じた民生委員・児童委員のあり方の見直し について (継続)

1. 提案•要望内容

【要望先】健康医療福祉部健康福祉政策課

(1)民生委員・児童委員の身分及び選任方法の見直し

〇民生委員は、厚生労働大臣の委嘱であるが、「都道府県の地方公務員である。」とする行政実例(昭26,8,27地自公発360号、公務員課長回答)があり、活動の区域は、当該市町村(特別区を含む。)内の一定の区域であることなど、国、都道府県、市町村の関わり方からすれば、身分的に曖昧な位置付けである。

このことを解決する一例として、民生委員を市町村長が委嘱し、又は任命する制度に改めてはどうか。一方、児童福祉法による児童委員は、民生委員を充てるものとされていることから、児童委員についても市町村長の委嘱又は任命とし、これらにより民生委員・児童委員は、市町村の特別職の職員(地方公務員)とすることに改めることを提案する。

<u>(2)民生委員・児童委員及び主任児童委員の年齢要件の撤廃</u>

〇現在、選任要領の年齢要件では、地域の実状を踏まえた弾力的な運用が可能と なっているが、原則の年齢が示されている。少子高齢化が進展する中、定年の延 長等社会情勢が変化するとともに、平均寿命及び健康寿命が延伸しており、人材 確保の観点から、年齢要件を撤廃すべきと考える。

(3)民生委員・児童委員の活動費の見直し

〇現在、民生委員・児童委員は、無報酬で少額の活動費があるが、国の活動費(都道府県の地方交付税措置)が不十分なため、市町で継ぎ足していることから、これを増額することとし、財源は国で措置(国3/4、地方交付税措置1/4)されたい。

- 〇民生委員は、大正6年に岡山県の済世顧問の設置を源とする制度(済世顧問設置規程)で、創設後約100年が経過し、現行の民生委員法は、昭和23年に公布・施行され、約70年が経過している。当時は、民生委員は名誉職であり、無報酬で共同社会に挺身奉仕すべきものとされ、現在もその基本的な形態が維持されている。一方、児童委員は、児童福祉法で「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」と兼務とする規定がなされ、これも約70年が経過している。
- ○民生委員・児童委員は、住民の立場に立ち、社会情勢の変化に対応した様々な活動に強い使命感を持って取り組んでいる。近年は、核家族化の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども・高齢者・障がい者等への虐待など、活動の分野が幅広くなり、複雑化している現状にある。
- 〇こうした中、人々が身近な地域で安心して生活できる一助として、民生委員・児童委員 の役割への期待も大きなものになっていることもあり、民生委員・児童委員としての役 割(活動)に負荷がかかり過ぎている面が窺え、活動の精査も必要である。
- 〇以上のことから、現行の民生委員・児童委員制度で存続することは、時代の流れとともに難しくなっており、3年に一度の改選の度に、地元自治会(長)からの推薦作業では、 人選にたいへん苦労いただいている。こうした現状に鑑み、時代に即応した上記1の内容の見直し(法令等の改正)を提案するものである。

<現状、取組状況等>

(1)現状

・定数 野洲市 平成28年12月~令和元年11月 119名 (欠員6名)

令和元年12月~令和4年11月 125名 (欠員9名)

令和4年12月~令和7年11月 114名(欠員13名)

※令和5年4月時点の委嘱状況

(2)野洲市における取組み

- 事務局 野洲市社会福祉協議会 地域福祉担当
- ・民生委員・児童委員における負担を軽減させるための「野洲市民生委員・ 児童委員活動の目安と考え方Q&A」を策定(令和元年10月)。
- ・策定した「Q&A」の見直し、改定を市民児協、市社協とともに行った。 (令和2年9月改定)。
- ・民生委員・児童委員の活動環境整備の一環として、民生委員・児童委員の日 (令和3年5月12日)に合わせ民生委員・児童委員の活動内容のお知らせの 自治会回覧を行った。
- ・ 令和2年9月に民生委員活動に関するアンケート調査を行い、民生委員の状況 把握に努めた。

(3)民生委員・児童委員から出た意見

- ○令和2年9月実施 民生委員活動に関するアンケート調査より得た意見
 - 「民生委員・児童委員としての業務が多い。」
 - 「民生委員の活動内容が市民に伝わっていない。」
 - ・「民生委員の教育を充実してほしい。」
 - ・「3年間の任期が長く負担となり、なり手不足となっている。」
 - ・「活動費の増額を行ってほしい。」
- 〇令和3年10月~12月実施 民生委員児童委員協議会との意見交換会において 得た意見
 - 「仕事との両立が大変難しく、有償にして報酬を出してほしい」
 - 「住民の理解や認知が低く活動への理解が得られない。」
 - ・「時代の変化に即した制度の在り方が必要。」
 - 「職務が多岐にわたり簡単にできるものでなく責任も重い。」
 - ・「世帯数などの配置基準を整理して欲しい。」

⑤生活保護制度の見直しについて(継続)

【要望先】健康医療福祉部健康福祉政策課

1. 提案·要望内容

〇生活保護法は、すべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を維持することを基本原理としているものの、本法制度の創設から歴史は長く、現代社会の実態に合わなくなっている部分が 少なからず存在する。このため、以下の2点を提案する。

(1)受給者の自動車の保有及び使用の制限の見直しについて(継続)

〇生活保護制度において、現代の社会構造や生活実態に即して自動車の保有及び使用の制限を緩和 し、処分価値の小さな自動車の保有及び使用について、使途は限定しながらも基本的に容認する ことを提案する。

(2)医療扶助における受給者の国民健康保険制度等への加入について

〇生活保護受給者が医療機関を受診する際には、健康保険証ではなく診療依頼書の提出が必要であり、このことが受給者の心理的負担となるとともに、併せて発行のための事務負担が増加している。国民皆保険制度のもと、生活保護受給者も平等に国民健康保険制度もしくは後期高齢者医療保険制度に加入し、必要となる医療費を医療扶助で支払う仕組みに変更することを提案する。

2. 提案・要望の理由

(1)受給者の自動車の保有及び使用の制限の見直しについて(継続)

- 〇生活保護制度では、通勤や障がい者の通院等のため自動車を使用する必要がある場合等の限定的 な場合を除き、原則自動車の保有及び使用は認められていない。
- 〇地方では自動車の使用が日常的になっており、自動車の使用を前提とする社会構造になっている。 現代社会において市民が健康で文化的な生活を送るために、自動車の使用が必須である。
- 〇生活保護を受給していない低所得世帯においても自動車を保有し使用することの優先度は高く、 生活保護受給者に自動車の保有や使用を認めても、均衡を失することにはならない。
- 〇以上のことから、生活保護受給者の自動車の保有及び使用制限の緩和を提案するものであり、併せて自動車に係る必要最低限の経費(点検整備費、保険料等)の支援についても検討が必要である。

(2)医療扶助における受給者の国民健康保険制度等への加入について

- 〇生活保護受給者が医療機関を受診する際は、事前に福祉事務所で保護変更申請(傷病届)を行い、 診療依頼書の交付を受け、健康保険証の代わりとして依頼書を医療機関に提示することで必要な 医療を受けることができる。健康保険の加入者とは受付での対応が異なるため、他の患者に生活 保護受給者であることが伝わる可能性があり、受給者の心理的な負担となりうることから、配慮 が必要である。
- 〇福祉事務所は、受給者から申請があれば、医療機関ごとに毎月診療依頼書を交付する。また、受 診後には、医療機関へは医療券を、薬局へは調剤券を受給者ごとに発行している。特に、同じ薬 局であっても医療機関ごとに調剤券を発行することから、事務負担となっている。
- ○社会保険の加入が生活保護制度より他法優先されることからも、社会保険に加入できない生活保護受給者は国民健康保険制度もしくは後期高齢者医療保険制度に加入するべきで、そうすることで、受給者は被保険者証の交付を受けることができるとともに、より即時に適切な医療を受けることができる。また、レセプトの確認や医療機関への支払い等多くの場面でも既存の保険制度の仕組みを運用して医療扶助を実施できることから、事務負担の軽減にも資する。
- 〇以上のことから、生活保護受給者の国民健康保険制度等への加入を提案する。

<現状、取組状況、課題>

(1)受給者の自動車の保有及び使用の制限の見直しについて(継続)

○野洲市で保有・使用を認めた世帯数(令和4年度末現在) 9世帯

※市内保護受給世帯数 161世帯 (人員数 194人)

〇野洲市で保有・使用を認めた主な例

【世帯類型(世帯員数)】 【使用目的】

母子世帯(4人) 通院、通園

傷病世帯(2人) 通院

障害世帯(単身) 通院、リハビリ

障害世帯(2人) 通院

その他世帯(9人) 通院、塾の送迎、通勤

その他世帯(単身) 通院

<参考>国の考え方

〇令和4年5月10日付保護課事務連絡(抜粋)

今般、ある自治体において、障害等を理由に通院のために自動車の保有を容認された者について、通院以外に日常生活に用いることが認められるような考えを示した事例が確認されたことから、改めて実施要領における自動車の保有の取扱いについてご留意いただき、引き続き、自動車の保有について適切な指導をお願いいたします。

(2)医療扶助における受給者の国民健康保険制度等への加入について

〇医療券発行状況

	受診者	医療機関	薬局	その他 (訪問看護等)	受給者 (年度末)
R2年度	7,031	4,314	2,703	14	176世帯
	約585/月	約360/月	約225/月	約1.2/月	228人
R3年度	6,249	3,952	2,283	14	171世帯
	約520/月	約330/月	約190/月	約1.2/月	207人
R4年度	6,486	4,133	2,335	18	161世帯
	約540/月	約345/月	約195/月	約1.5/月	194人

※医療券の発行数であり、実際に受診していないものも含まれる。

⑥帯状疱疹ワクチン接種の推進について (新規)

【要望先】健康医療福祉部健康危機管理課

1. 提案 • 要望内容

(1)帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化

○高齢化が急速に進む中、帯状疱疹ワクチンの接種による発症予防は、住民の健康や 生活の質の維持向上への寄与が期待できる。これまで、厚生科学審議会予防接種・ワ クチン分科会予防接種基本方針部会においても定期予防接種化は検討されていること から、早期に実現されたい。

<u>(2)帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成制度の創設</u>

〇帯状疱疹ワクチンによる予防が近年注目されていることもあって、助成金の有無に関する住民からの問い合わせがあることから、帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化までの時限措置として、助成制度の創設を要望する。

2. 提案・要望の理由

〇帯状疱疹の発症は、高齢者の生活に支障をきたす

- ・帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢等で免疫力が低下した場合に、 身体に潜伏した水痘・帯状疱疹ウイルスが再活性化して発症する。特に、50歳 代から発症リスクが高くなり、80歳までに3人に1人が帯状疱疹を経験すると推 定されている。
- ・加えて、2014年から乳幼児の水痘の予防接種が定期接種化されたことで、水痘を発症するこどもが激減し、水痘に感染したことのある成人が再度水痘・帯状疱疹ウイルスに曝露される機会が減ったことも、抗体値が減少し帯状疱疹を発症しやすくなった一因と言われている。
- ・以上のことから、水痘・帯状疱疹ウイルスに感染したことのある成人すべてが、 帯状疱疹の発症に関して高いリスクを有していると言える。
- ・症状は、身体に水疱を伴う紅斑が現れ、痛みを伴うことが多く、3~4週間ほど続く。また、治療をしても50歳以上で発症した者のうち、約2割は何カ月、何年も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」になり、治療が長期化して生活に支障をきたす。稀に合併症による障がいや後遺症が残ることがある。

○帯状疱疹の予防はワクチン接種

帯状疱疹の発症と重症化の予防には、ワクチン接種が有効とされているが、接種費用が比較的高額であるため、接種費用の助成等によるワクチン接種推進の加速が必要と考える。

<現状>

(1)帯状疱疹予防に有効とされるワクチンについて

・ワクチン接種可能年齢:50歳以上

・ワクチンの種類と回数、接種費用(下表)

ワクチンの種類	接種回数	接種費用		
	双性四双	(単価)	(合計)	
生ワクチン	1 🗓	8,000円	8,000円	
不活化ワクチン	2 回	20,000円	40,000円	

(2) 野洲市における帯状疱疹罹患数 (年間推計)

令和5年4月1日現在

	人口	帯状疱疹発症者数	帯状疱疹後神経痛者数
50歳以上	20, 398	222人	44人
65歳以上	13, 558	164人	38人

(3)帯状疱疹予防ワクチンの県内各市町における助成状況

助成実施 自治体名	対象者	ワクチン種類	助成金額×接 種回数	助成方法
近江八幡市 50歳以上	50歩い L	生ワクチン	1,500円×1回	償還払い
	50成以工	不活化ワクチン	5,000円×2回	関 退 払 い

・その他、令和5年度中の助成開始を調整中 : 自治体 1件

参考文献:・2022予防接種に関するQ&A集(一般社団法人日本ワクチン産業協会)

・帯状疱疹ファクトシート 平成29年2月10日国立感染症研究所

⑦新型コロナワクチンの管理・流通体制の見直しについて (新規)

【要望先】健康医療福祉部健康危機管理課

1. 提案•要望内容

<u>新型コロナワクチン管理・流通の</u>見直し

- 〇新型コロナワクチンが定期接種化になった際には、他のワクチンと同様に市町村 を通さず地域卸業者から直接接種実施機関への配送を要望する。
- 〇定期接種化後のワクチンの保管や流通については、全額国庫負担による配送業者 等の民間事業者による保管・管理を要望する。
- 〇定期接種化になってからもワクチンの管理・流通の見直しが行われなかった場合には、これにかかる人件費・管理費・配送等の関連するものは全額国庫負担とされたい。

- 〇新型コロナワクチンは、各市町が徹底した温度管理のもと保管をし、定期・臨時 的に接種予定数をとりまとめて接種実施機関へ配送を行っている。
- 〇新型コロナワクチン接種開始当初は、通常業務を縮小し、健康危機管理対応としてワクチンの保管から配送までを請け負ったが、新型コロナウイルス感染症も感染症法上の位置づけが2類から5類に移行し、平常に戻りつつある。本市では市立野洲病院に超低温冷凍庫の温度管理からワクチン管理までを委託しているが、令和6年度に定期接種化された後もワクチンの受け取り、温度管理2回/日、ワクチン配送時対応等を継続実施すると業務過多の状態が続くことになる。また超低温冷凍庫は本市に6台設置しているが、設置場所に苦慮している。
- 〇接種開始当初は、ワクチンの供給が不安定であり、各市町にワクチンの割り当てが行われていた。しかし現在は安定的にワクチンが供給されていることから、地域卸業者から接種実施機関へのワクチン配送に変更を願いたい。
- 〇ワクチンの有効期限の度重なる延長による混乱や、ワクチンの種類の増加の一途 である中、保管温度がそれぞれ異なるためワクチン保管作業を市が担うには限界 にきている。

<現状>

(1) ファイザー社ワクチン管理

○12歳以上用従来株ワクチン

管理温度	移送可能時間	保管可能期間	
①冷蔵(2~8℃)	原則3時間以内	1か月間	
② (-15°C~-2°C)	不可	不可	
③冷凍(-60℃~-15℃)	24時間以内	14日間	
④冷凍(-90°C~-60°C)		有効期間まで	

○乳幼児(6か月~4歳用)、5~11歳用、オミクロン株対応ワクチン

管理温度	移送可能時間	保管可能期間
①冷蔵(2~8℃)	原則3時間以内	10週間
② (-15°C~-2°C)	不可	不可
③冷凍(-50℃~-15℃)	24時間以内	不可
④冷凍(-90℃~-60℃)	制限なし	有効期間まで

(2) モデルナ社ワクチン(オミクロン株対応)管理

移送温度	移送可能時間	保管可能時間	
①冷蔵(2~8℃)	6時間以内	30日間	
② (2°C~-15°C)	不可	不可	
③冷凍(-15℃~-25℃)	制限なし	有効期限まで	
④冷凍(-25℃~-90℃)		不可	

(3) ノババックスワクチン管理

移送温度	移送可能時期	保管可能時間	
①冷蔵(2~8℃)	原則6時間以内	有効期間まで	
②冷凍(-90℃~2℃)	不可	不可	

参考文献:新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け 手引き (13版)

⑧河川改修・砂防事業の整備促進について (継続)

【要望先】 土木交通部流域政策局、砂防課

1. 提案•要望内容

(1)流域治水の促進

〇市が策定実施する雨水管理総合計画との連携による流域治水の検討、実施

(2)河川改修事業の促進

- 〇妓王井川の早期改修及び抜本的対策の検討
- ○新川の内水排除の能力向上及び下流部の早期改修完了
- 〇中ノ池川及び家棟川の未整備区間、並びに大堀川の早期事業化
- ○野洲川の直轄区間延伸及び日野川の国直轄による整備
- 〇光善寺川の浚渫及び堤防強化

(3) 一級河川の適正管理

- 〇浚渫、伐木、除草の継続的な実施
- ○周辺環境に配慮した良好な河川環境の保全

(4)砂防事業の推進及び維持管理の実施

- 〇中ノ池川支流砂防事業及びモヘ谷砂防事業の早期堰堤工事着手
- ○急傾斜地崩壊対策事業の対象基準の緩和

- 〇本市は、治水対策を最重要課題として位置づけており、安全安心なまちづくりの形成のため流下能力が不足している一級河川については、淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画及び河川整備5ヶ年計画に位置付け、計画的に整備を進められることが必要。
- 〇平成25年台風18号における豪雨で妓王井川は溢水し、野洲駅前は床下浸水など大きな被害を受けた。同様の被害が発生しないようにするためにも中長期的視野に立ち、抜本的な浸水対策を講じることが必要。
- ○新川の頻発する内水被害を軽減させるために、氾濫に対処することが必要。
- 〇上流に未整備区間が残っている中ノ池川、家棟川及び大堀川については、流下能力不足 による浸水被害を未然に防ぐために、生態系に配慮した早期事業化が必要。
- 〇野洲川及び日野川の改修事業を一層促進させるために、直轄区間の延伸及び国直轄による整備が必要。
- 〇天井川である光善寺川は、堤防が決壊すると甚大な被害となるため、安全な流下能力の 確保を目的とした河川の浚渫と実施中の堤防強化対策の早期完了が必要。
- ○大規模な土砂災害を未然に防止するため、土石流の発生が予想される区域における砂防 施設の整備を促進することが必要。
- 〇急傾斜地崩壊対策事業では、現行基準に満たない危険な箇所が複数存在するため、対象 基準を見直すことが必要。

<現状と課題等> 河川整備要望箇所



・平成25年台風18号豪雨による 中ノ池川(冨波乙・冨波甲地先)の河川状況

- **(5)** 家棟川 (7)
- ⑥ 光善寺川 野洲川 ⑧ 日野川
- 9 大堀川

3

① 妓王井川

新川

- ●⑩ 中ノ池川支流砂防事業
- ●① モヘ谷砂防事業
- 内水排除施設

要望筒所の主な課題

・平成25年台風18号豪雨による妓王井川 (野洲駅前交差点) の溢水状況

② 童子川

④ 中ノ池川



- JR横断部からの河川改修 (河床掘り下げ) に加え、抜本的な浸水対策が必要。
- ・平成25年台風18号豪雨による市道(北地先) の溢水状況



下流に新川・童子川の合流部があり、平成28年に 簡易ポンプが設置されたものの、対処が必要。

・令和3年8月の豪雨による大堀川の溢水状況





・中ノ池川の事業未実施区間となる落差工部分

至 県道大津能登川長浜線



ネックポイントの解消、河川断面の 確保及び流下能力の向上



浸水対策について妓王井川をはじめとする市内一級河川の抜本的な計画策定が必要

⑨区域区分の機動的な見直しについて (継続)

【要望先】土木交通部都市計画課

1. 提案·要望内容

区域区分の機動的な見直しについて

- 〇令和4年3月に「滋賀県都市計画基本方針」が策定され、これに併せて、「都市 計画決定等の手引き」が改訂されたところである。
- 〇都市計画決定等の手引きの「区域区分の見直し要領」において、区域区分の見直 しを柔軟に対応する旨を明記していただいた。定期見直しについては期間を短縮 (概ね5年に1回)いただき、随時見直しについては制度を拡充していただいた。
- 〇ついては、区域区分の見直しにあたっては、都市計画基礎調査の5年ごとの実施 とそれを踏まえた定期見直し、また、やむを得ず5年を超える場合には一斉随時見直し を行う等、「滋賀県都市計画基本方針」及び「都市計画決定等の手引き」に即した機動 的な見直しを確実に進めていただくよう要望する。

- 〇本市は、他市と比して市街化区域の面積が著しく狭隘であり、纏まった空閑地も ほとんど存在しない。
- 〇市民病院整備の立地を、野洲駅前から市の中央部に方針転換したことに伴い、市の将来都市構造について、新たな都市機能となる拠点形成及び誘導区域の設定を検討していることから、公益性・公的関与を考慮した上での一斉随時見直し案件として進めていきたい意向がある。
- 〇新たな拠点は、今後、やすらぎの創出として医療、運動、福祉等、多様な交流を 通じた機能を充実させる。市の中央部でもあり、現在も地域公共交通(コミュニ ティバス)の運行拠点ともなっている。
- 〇また、市内に進出している企業からも、従業員の居住場所や事業拡張に係る用地 の確保を求められているが、弾力的な土地利用を図ることができず、全く要請に 応えられない状況である。

滋賀県都市計画基本方針(P.27,32)

6 5つの方向性の実現に向けた取組

②既成市街地以外での市街地拡大抑制

■まとまりのある良好な市街地を形成し、無秩序な市街地拡大防止を図る地域において、区域区分による土地利用コントロールの実施 方向性1 方向性2 方向性3 方向性4 方向性5

■都市計画の基本的な考え方

・無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、良好な自然環境の保全を目指し、まとまりのある良好な市街地の形成・都市の健全な発展を図る。

■都市計画の手法や施策の内容

- ・土地利用規制の根幹として区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)による適切な土地利用を促す
- ・宅地需要の増加などにより市街化区域縁辺部や都市計画区域外への開発圧力に対して、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的達成に向けて、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備または保全への配慮の視点から区域区分を設定し、適切な土地利用誘導を図る。
- ・区域区分の変更は概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査の結果に基づいて、「都市計画区域マスター プラン」と併せて定期的に見直しを行う。

■工業用地や物流拠点などの確保に係る公的関与の状況等に応じた区域区分の随時見直しの 実施 <u>プロは</u>2

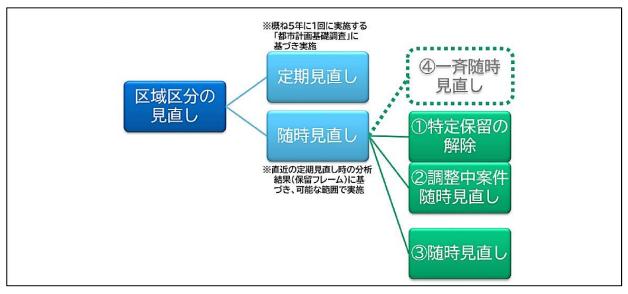
■都市計画の基本的な考え方

・新たな工業用地や物流拠点などの確保のための土地利用における区域区分の随時見直しについては、都市政策上の必要性、土地需要の状況、計画的な整備の見通しおよび公的関与の状況等に応じて、保留フレームを活用することを基本とする。

■都市計画の手法や施策の内容

- ・区域区分の変更は、社会情勢の変化に対応するため、都市計画基礎調査に基づき、総合的観点から 実施する。
- ・区域区分の随時見直しにおいては、特に事業実施の確実性や、直ちに見直しが必要な理由等を元に、 適切に判断する。

都市計画決定等の手引き(参考3)



⑩湖岸緑地(中主・吉川地区)の維持管理及び利用促進 について (継続)

【要望先】土木交通部都市計画課

1. 提案•要望内容

湖岸緑地(中主・吉川地区)の維持管理及び利用促進について

- 〇湖岸緑地(中主・吉川地区)は、野洲川廃川敷地で管理されていない竹林であった 箇所を有効に活用する狙いで、里山的な河畔林として復活し湖岸景観の保全を図 るとともに、県民の休養・運動のため、河口部(湖岸道路)より上流に延長約 1.5Km・幅員80m~200mと南北に細長い形状で面積約20haの区域として、「水辺風 景・環境保全」、「竹林・流れ・保全・活用」と2つのゾーンで整備された。
- 〇このような整備の目的や趣旨に照らし、湖岸周辺の貴重な自然環境を保全し、適切な維持管理を行うとともに、子育て世代が楽しく過ごせるよう大型複合遊具等を設置するなど、利用者のニーズを十分に踏まえた利用促進策を講じていただくことを要望する。
- 〇さらに、当施設へのアクセスの向上を図るとともに、周辺の観光レクリエーション施設も含む湖岸エリアー体の賑わいや活性化に繋げるために、周辺(アクセス)道路の整備・充実を要望する。

- ○野洲市都市計画マスタープランでは、湖岸周辺では、観光レクリエーション施設等への アクセス向上を図るための道路整備を促進する、貴重な自然環境の保全に努め、自然資 源を活かした観光レクリエーション施設の充実を図る、と位置付けている。
- ○野洲市みどりの基本計画では、当施設は、市南部の山地と琵琶湖を結ぶビオトープネットワークの一環として、今後も自然環境の保全と再生に向けた重要な施設と位置付けている。
- 〇市民アンケート調査の結果からは、市内に魅力的な遊具がないという意見が多く、広大 な自然環境の中で安全が確保されたエリアでの大型複合遊具等の設置の要望がある。
- 〇当施設の隣接道路は、幅員が狭小で離合が困難である。滋賀県道路整備アクションプログラム2023により菖蒲線バイパスの整備を堤地先の477号線から市道五条吉川湖岸線まで着手いただくが、琵琶湖湖岸までの先線ルートの整備にあたっては検討中であるため、当施設への利用促進に繋がるかたちでのルート選定が必須である。

<概 要>

公園の名称 湖岸緑地(中主・吉川地区)

• 位置 野洲市吉川地内

・ 総面積 15.99ヘクタール

県事業に対する市負担金 64,682千円





⑪国道・地方道の整備促進について (継続)

▂▂҉、【要望先】土木交通部道路整備課、道路保全課、都市計画課

1. 提案•要望内容

(1)直轄国道事業の促進

- ○国道8号野洲栗東バイパスの令和7年秋全区間供用
- ○国道8号バイパスの北伸(野洲から竜王方面)整備計画の早期策定

(2)道路改築事業の整備

- 〇大津湖南幹線の2024(令和6)年度の供用開始に向けた整備促進(県道野洲中主線までの計画区間の完成)
- 〇木部野洲線道路改築事業の2026 (令和8) 年度の供用開始に向けた整備促進
- ○菖蒲線バイパスの整備促進

(3)交通安全対策の推進

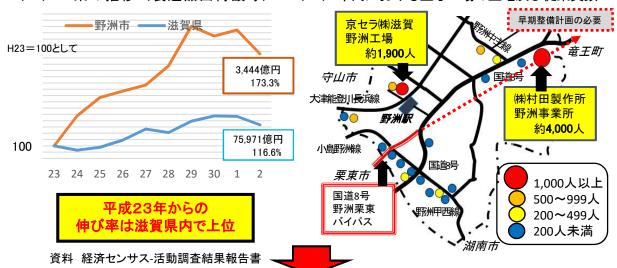
- 〇近江八幡守山線の県道2号交差点からJR篠原駅までの連続した歩道整備の早期 完了
- ○野洲甲西線三上小学校前の路肩拡幅整備及び三上小学校前の交差点改良
- ○守山中主線(竹生から市三宅)の歩道整備促進及びセパレート区間の解消
- ○幹線道路の交通安全対策及び通行危険箇所の解消

(4)新たな道路整備計画の策定

- 〇(仮称)野洲竜王湖南広域幹線道路の道路整備計画の策定
- ○都市計画道路野洲駅北口線の整備計画の策定

- 〇国道8号野洲栗東バイパスは、事業化から約40年経過しており、事業効果の早期発現を 図るため、地域全体の道路ネットワークが構築できるよう、令和7年秋の全区間供用が 必要。さらにバイパス北伸計画の早期策定に向けた調査も必要。
- 〇大津湖南幹線は、湖南地域の大動脈であることから、県道野洲中主線までの計画区間の 2024(令和6)年度の供用及び4車線化による早期完成が必要。
- 〇木部野洲線は、慢性的な渋滞と歩道未整備で交通事故が多発しているため、2026(令和 8)年度の供用が必要。
- ○菖蒲線バイパスは、琵琶湖湖岸に立地する都市計画公園及び観光レクリエーション施設 等へのアクセス向上を図るため整備が必要。
- ○全国的に問題となっている高齢者や児童を巻き込む事故等を踏まえ、交通安全対策が至急 必要。
- 〇将来の企業進出及び文化交流の活性化による通行量を見越した、(仮称)野洲竜王湖南 広域幹線道路と都市計画道路野洲駅北口線の新たな広域道路の整備が必要。

<現状と課題> 道路整備要望箇所 (1)道路の整備状況 ①(三上地先) 国道バイパス (1) 県道の道路改築 (②~④) 4 ■ 歩道 (⑤~⑦) 新たな道路整備計画 (8~9) 近江八幡市 (10) 竜王町 (5) 国道8号野洲栗東バイパスの整備状況 (2) 要望箇所の主な課題 守山市 (7)4 7) 野洲駅 8 栗東市 三上小中小路 工業団地 菖蒲線 バイパス整備 守山中主線 歩道整備 湖南市 (堤地先) (竹生・市三宅地先) ⑥野洲甲西線 ①国道8号野洲栗東 BP、北伸計画 ⑦守山中主線 ②大津湖南幹線 ⑧野洲竜王湖南広 ③木部野洲線 域幹線道路 4 菖蒲線バイパス ⑨野洲駅北口線 ⑤近江八幡守山線 野洲竜王湖南広域幹線道路 野洲駅北口線(守山市川田町 (野洲市大篠原~竜王町薬師 ~野洲市市三宅地先) ~湖南市日枝町付近) (3) 工業の推移(製造品出荷額等) (4) 市内における主な工場の立地及び従業員数 早期整備計画の必要 京セラ(株)滋賀 ──野洲市 ──滋賀県 野洲工場 H23=100として 竜王町 約1,900人 3,444億円 守山市 1



市内南部には㈱村田製作所や京セラ㈱など京都に本社を構える大規模な工場が立地しており、近年の工業における製造品出荷額は大幅に伸びている。今後も企業進出が見込まれる地域であるが、幹線道路は慢性的に渋滞しており、交通輸送及び市民の生活に支障をきたしている。

国道8号野洲栗東バイパスの供用により市内から栗東ICまでの渋滞を緩和することに合わせて、国道8号北伸の整備計画を策定することにより市内の道路アクセスを向上させること、歩行者等の交通の安全を確保することなど、国道・地方道の整備促進は急務である。

⑩社会インフラとしての鉄道の維持・活性化について (継続)

【要望先】土木交通部交通戦略課

1. 提案·要望内容

- (1)JR琵琶湖線ダイヤのコロナ禍前の復元
- (2)JR琵琶湖線「野洲駅~篠原駅」間の新駅設置
- (3)JR琵琶湖線「草津駅~野洲駅」間の複々線化
- (4)BRT等新交通システムの導入に向けた検討 等

本市を東西に横断するJR琵琶湖線の野洲駅は、野洲駅発・野洲駅止め快速電車等の利便さにより、市内はもとより近隣市町の住民の主要交通機関として位置付けられている。

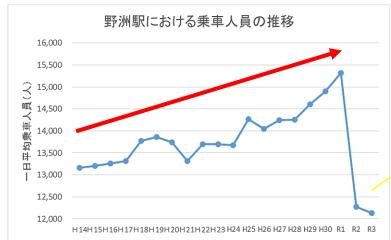
高齢化の進行及び交通安全意識の高まりに伴い、運転免許を返納する高齢者の数が増加しているなか、生活交通手段の確保として今後公共交通がますます重要となってきている。しかし、コロナ禍の影響による業績悪化を理由に、減便のダイヤ改正が行われたため、社会インフラとしての鉄道の維持・活性化を図るべく、JR西日本に対し、市と一丸となって増便の要望活動等を行っていただくよう、上記の内容を要望する。

- ○新型コロナウイルスの影響で鉄道利用者が減少した影響により、ダイヤの減便が実施されたが、感染症法上の位置付けが2類から5類に移行されたことに伴い、今後、人流が増えると予想されることから、地域交通の維持、充実の観点から減便前のダイヤに戻すようJR西日本に対して強く要望を行っていただきたい。
- 〇本市は、市内に立地する大規模事業所の雇用の創出支援や新たな企業の創業支援など、人口の維持・増加施策を進めるとともに、野洲駅南口周辺については、商業施設等の整備に向けた取組みを進めるなど、駅を核としたにぎわいと活力にあふれた新たなまちづくりの展開により、駅利用者の一層の増加を見込んでいる。
- 〇さらに、令和10年には県立高等専門学校の開校も予定されていることから、駅 利用者は確実に増加する。
- 〇一方で、移動手段としては自家用車への依存傾向にあるため、特に通勤通学時間帯の駅周辺の渋滞解消が課題となっている。
- 〇上記を踏まえて、鉄道やコミュニティバスに加え、BRTやLRTといった新 交通システムの検討を行い、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築をめざしたい。

<現状、取組状況>

■現状

○野洲駅利用者はコロナ禍以前は増加傾向にあった。



新型コロナウイルスによる **緊急事態宣言等の影響**

参考)滋賀県統計書

○通勤通学のラッシュ時の電車と駅周辺道路は飽和状態となっている。





■取組状況

- ○野洲市総合計画等に基づき、 駅を地域内交通の結節点と した一層の発展に向け、野 洲駅前広場の改修、野洲駅 南口周辺整備構想に基づく 南口を中心とした地域活性化 に取組んでいる。
- 〇複々線化の実現に向けて、 JR西日本に対し、湖南4

市で構成する湖南総合調整協議会にて平成17年度から継続して要望を実施。

- ○複々線化の事業化に備え、10175.94㎡の用地を取得・管理。
- 〇2021年10月より、本市内において「自動運転・隊列走行BRT」実用化検証が開始されたことに伴い、本市も市内の企業と共に実証実験の参画を検討し、シームレスで柔軟かつ持続可能な地域交通サービスの実現可能性を模索。



③地域に必要な公共交通への支援拡充について(新規)

【要望先】土木交通部交通戦略課

1. 提案·要望内容

地域住民にとって必要な公共交通への補助制度の改善・拡充

- 〇現在、滋賀県では、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱にて公共 交通について対象市町へ支援しているが、当該要綱第7条において前年度におけ る補助金額を上限としていることで、コミュニティバス運行対策費補助は、一度 減額されると補助の必要性が増大しても対応出来ない状況であることから、改善 を要望する。
- ○今後、導入が想定される交通税の活用については、鉄道のみならず、少子高齢化 社会における必要最小限度の交通手段確保のため、各市町において実施している コミュニティバスも含め、適切に制度設計されることを要望する。

- 〇本市においても高齢化社会を見据え、地域における必要最小限度の交通手段の確保が、急務となっている。その必要最小限度の交通手段については、市民が生活することにおいての重要なインフラであり、その維持管理も含め、適切な運用が求められるが、そのためには、一定の公共財の投入は、不可避であり、市町単位での対応は困難である。
- ○野洲市においては、令和5年度に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項」の規定に基づき設置する法定協議会として、「野洲市地域公共交通会議」を設置し、同法第5条に規定する地域公共交通計画を策定し、将来の野洲市の公共交通の基本的な指針を定める予定であり、その中で持続可能なコミュニティバスの適切かつ必要な運行等も含め、必要な諸施策も明記する予定である。これに必要な経費の確保について、市町単独では困難であることから、今回の要望を行うものである。

く現状>

■コミュニティバスの市の負担額と利用者数の状況(年間)



■補助対象額と補助額

年度	補助対象額(円)	補助額(円)	補助確定額(円)	記事
平成28年度	8,255,618	2,751,871	2,081,000	位置情報アブリ導入
平成29年度	8,514,604	2,838,199	2,081,000	
平成30年度	6,010,802	2,003,599	2,003,000	
令和元年度	13,943,019	4,647,672	2,003,000	5→7コースへ増便
令和2年度	19,254,550	6,418,183	2,003,000	バス路線延伸に伴うルート変更
令和3年度	19,963,060	6,648,000	2,003,000	バス路線延伸に伴うルート変更 音声案内導入
令和4年度	29,305,047	9,768,349	2,003,000	

(4)文化財の保存活用の推進について(継続)

【要望先】文化スポーツ部文化財保護課

1. 提案•要望内容

(1)滋賀県文化財保存事業費補助金の休止解除

〇平成20年度以降10年以上にわたり、史跡等公有化事業ほかの県費補助金が休止されていることから、休止解除を要望する。

(2)滋賀県文化財保存事業費補助金の補助対象種別の追加

〇保存活用地域計画等に係る県費補助を要望する。

2. 提案・要望の理由

(1)滋賀県が毎年提示する「滋賀県文化財保存事業費補助金補助率」のとおり、県 費補助金が交付されることを要望する。

野洲市では、令和2年3月に国指定文化財史跡の指定を受け、令和3年3月に追加指定を受けた「永原御殿跡」があり、史跡地の公有化をはじめ将来的な保存・活用・公開・適切な維持管理に向けて事業を推進しています。特に史跡等公有化については、上記の「補助率」に国庫補助残の1/3、補助上限額2,000千円と明記されており、休止については全く触れられていない。

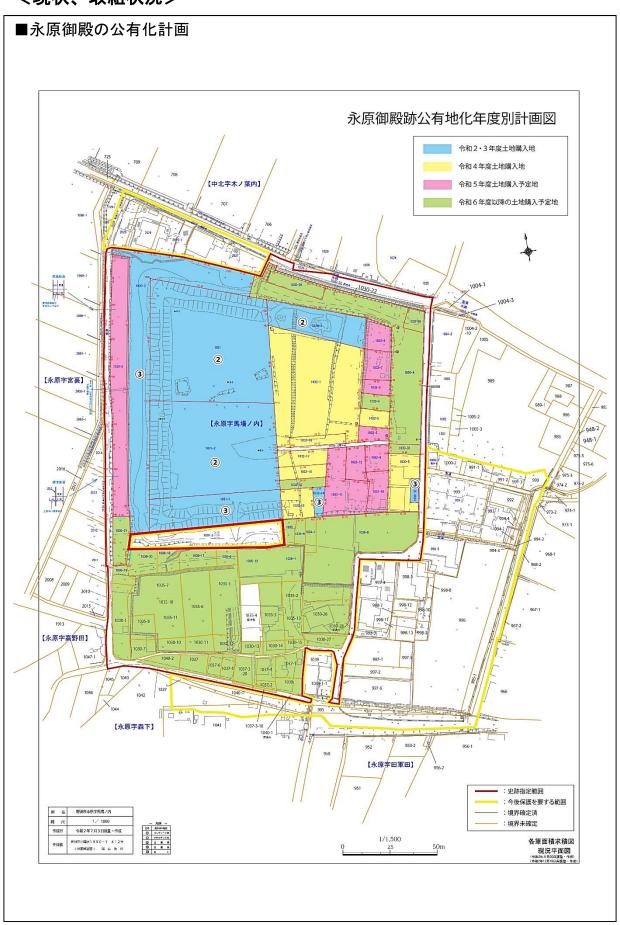
また、前年度の補助金要望のヒアリングでも予算要望していることから、国庫補助事業で採択される事業については、滋賀県も適正な予算確保に一定の責任を果たすべきと考える。

(2)文化財保護法改正に伴い、史跡等の保存活用のため必須となった国庫補助金の 採択事業についても、滋賀県文化財保存活用大綱に謳われているとおり、県費 補助金を設けることを要望する。

市や文化財所有者(管理者)だけでは策定困難な補助事業について、指導機 関として滋賀県が参画する以上、金額的な補助についても必要な予算確保の措 置を講じる必要があると考える。

野洲市では、史跡永原御殿跡、史跡大岩山古墳群、名勝兵主神社庭園(所有者;兵主神社)等で計画策定を予定、または策定しつつある。計画策定後の基本設計、実施設計、保存整備工事及び保存修理工事にあたっては、国庫補助金に加えて県費補助金は滋賀県の文化財の保存・公開・活用・管理の推進にも必須と位置付ける。

<現状、取組状況>



⑤学校教育を充実させるための人材育成について

【要望先】教育委員会事務局 教職員課 フローティングスクール

1. 提案·要望内容

(1)教員不足問題に対する緊急対応・中長期的対応システム

(緊急対応)

- ①社会人活用の持ち時間を拡充する。
- →週4時間以内→週20時間に拡充
- ②特別免許状の積極的な活用をすすめる。→厳しい基準の緩和(博士号等)
- ③臨時免許状の適切な授与を実施する。
- →中学校教諭の普诵免許状を所持する人に 小学校臨時免許状を授与

(中長期的対応)

- ④同一校で数年経験がある臨時講師等が採用された場合、同一校、同一市配置する。
- ⑤教員経験年数により返還免除される奨学金制度を設立する。

(2)2本立ての人材育成システム(リーダー育成システム)

- ①従来から行われている研修システム(法定研修、自主研修、教職大学院等)に加え て、独立行政法人教職員支援機構の「4~8年目教員育成研修」「次世代リーダー 育成」研修を組み込む。(中堅教員研修は県教委によって既に実施されている。)
- ②「リーダー育成システム」を確立すれば、「個を選んで」「マネジメントに特化し て」「5日間で」「全国から集まった教職員で刺激し合って」研修できる。

(3)フローティングスクールでの船内看護師常駐システム

県立病院から看護師を派遣してもらい、「うみのこ」に乗船してもらうことはでき ないか。(常駐が難しければ、航海ごとに交代してもらいながら)

2 提案・要望の理由

(1)教員不足問題に対する緊急対応・中長期的対応システム

教員不足は全国的な問題で特に小学校の担任不足が顕著で、いくら講師を探しても見つ からず、本来担任外職務の教員を学級担任に代替したり、中には管理職が代替している学 校もある。何らかの対応をしなければ教育の質が落ちることにつながるため。

(2)2本立ての人材育成システム(リーダー育成システム)

従来から行われている研修システム(特に教職大学院や民間企業派遣)では、長期にわ たって学校を離れることや代替講師が見つからないことを理由に現場からの研修希望が挙 がりにくい現状にある。そこで、「リーダー育成システム」を確立し、2本立ての人材育 成システムにすることで、管理職育成にもつながるため

(3)フローティングスクールでの船内看護師常駐システム

うみのこ学習実施上の看護師派遣システムは、看護師を市町で探すことが前提となって いるため、活用しにくい現状にある。そこで、船内看護師常駐システムを確立すれば、以 下に示すような課題の解消につながるため、この要望を行う。

< 現状、取組状況、課題等 >

(1)教員不足問題に対する緊急対応・中長期的対応システムについて

教員不足は全国的な問題で特に小学校の担任不足が顕著で、いくら講師を探しても見つからず、本来担任外職務の教員を学級担任に代替したり、中には管理職が 代替している学校もある。とりあえず担任を充足させても、次のような課題がある。

- ①毎日臨時講師を探し続けても、全く補充者が見つからない状況がある
- ②せっかく学校の課題に対して加配されたのに、教員不足で課題に着手できない
- ③担任代替した分の校務分掌を他の教職員で分担することになり、
 - ・迅速な組織対応が困難 → 負担感、超勤増加、体調不良が発生 → →突然の病休者が出るなどで、さらに補充教員が必要になる可能性が高まる
- ④同一校で数年経験がある臨時講師等が採用された場合、同一校、同一市配置すれば、慣れた学校での勤務が可能、新規採用者・学校ともに負担減、離職も防げる
- ⑤教員採用試験の倍率が全国的に下がっており、優秀な人材の確保が難しい現状を 改善するため、教員養成系大学に進学し教員を目指す若者を少しでも増やす方策 として、教員採用後一定期間教職在職すれば返還が免除される奨学金制度を設立 する。

(2)リーダー育成システム構築について

- ①教職大学院や民間企業研修に派遣教員を出しにくい現場の事情
 - 代替講師が見つからない。派遣したいと思うのは力のある教員であり、長期間、 学校から抜けるのは痛い。それに対して、教職員支援機構の研修であれば5日間で研修に派遣しやすくなり、教頭試験受験者増加にもつながるのではないか。
- ②従来からある研修システムの課題
 - ・「授業力」「生徒指導力」「学級経営」については、OJTで対応できる。
- ③市教委に寄せられる保護者クレームの対応をしていて感じること
 - ・教員としての「使命感」「教育的愛情」「責任感」の不足や欠如に原因がある ことも多い。だからこそ、「5日間ほど現場を離れて」「他府県の教職員と語 り合って」、教育的愛情や使命感、責任感を回復、発展させたりできる。

(3)フローティングスクールでの船内看護師常駐システムについて

- ①養護教諭が乗船するメリットは乗船する自校の5年生対応のみ。(半分以上は 他校生)
- ②学校に派遣された看護師は、残っている5学年分の児童全員を看ることになる。
- ③市町で学校に派遣する看護師を探す業務にたくさんの時間が必要な状況がある。
- ④引継等を十分に行えば、養護教諭と看護師で子どもへの対応がそれほど変わらないケースもある。

16信号機設置による交通の安全確保について (継続)

【要望先】滋賀県警察本部交通部交通規制課

1. 提案•要望内容

信号機の設置の必要性が高い場所への新設(3箇所)

〇野洲市内において、交通量が1時間当り300台を超える交差点や交通事故が多発している交差 点は、歩行者等の安全確保、交通事故防止の観点から、信号機の新規設置を要望する。

2. 提案・要望の理由

信号機の新設について

- 〇市内の都市化の進展、市内大規模事業者による従業員の増加、道路整備等による通 過交通の増加、さらには新規商業施設等の開発に伴い、大幅な交通量の増加が見込 まれる箇所があり、交通の安全確保が必要となっている。
- 〇本市では、新規の信号機の設置が難しい状況を踏まえた中、市内で真に信号機が必要な交差点へ新規の信号機が優先して設置されるよう、平成30年(2018年)4月の守山警察署長及び滋賀県警察本部交通部交通規制課長連名の「必要性の低下した信号機廃止の取組みへのご理解と廃止後の安全対策へのご協力のお願いについて(依頼)」を受け、平成30年度から滋賀県警察において信号機の安全効果が低下したと判断した一灯式信号の撤去を地元自治会へ説明しつつ、実施した箇所について交差点の高輝度化を図るなどで安全対策を講ずる取組みを積極的に実施し、滋賀県警察に協力してきたところである。
- 〇具体的には、市内で最も危険な交差点であるJR野洲駅北口線と市道市三宅小南線との交差点への信号機設置を行うため、市内で信号機の必要性が低下した交差点である市道辻町小比江線と市道八夫里東線の交差点の信号機(八夫東)をはじめとした計5箇所での信号機の撤去及び安全対策を実施した。また、令和4年度、野洲市吉川地先等において、上述の5箇所に加えて3箇所の一灯式信号機を撤去されたところである。



- ○信号機の移設に関しては、撤去される信号機の地元住民の理解を得るのが難しく、**真** に信号機が必要な交差点に対し、信号機の移設ではなく新設を要望するものである。
- ○<u>信号機を撤去した交差点において、撤去後、交通事故が頻発していることから市民の</u> 安全を守る為、早急に信号機の設置を要望するものである。

<現状、取組状況、課題等>

重点要望箇所

①市道野洲中央線(1)と市道野洲駅下水門線(2)との交差点(野洲駅付近)



交通量調査結果

R5.5.25.(木) 曇

AM7:20~8:20

市道(1) 近江八幡方面 車両 306台

(内左折 18台)

市道(1) 守山方面

車両 487台 (内右折 31台)

市道(2) 右折 車両 24台

左折 車両 110台

※当該交差点は通学路であり、平日 は小学校児童約350人が当該交差

点を利用する。

②<mark>県道野洲停車場線(1)</mark>と市道中畑小篠原線(2)との交差点(平和堂付近) ※R2(2020年),7,19(日)12:25 死亡事故発生



交通量調査結果

R5.5.19.(金) 雨

PM4:30~5:30

県道(1) 国道方面 312台

(内右折 192台)

県道(1)野洲駅方面 2

229台 (内左折 97台)

市道(2) 右折

81台

左折 203台

③市道下堤喜合線(1)と市道五条吉川湖岸線(2)との交差点



交通量調査結果

R5.5.20(土) 晴

AM8:40~9:40

市道(1) 下堤集落方面 115台

(内右左折 27台)

菖蒲集落方面 100台

(内右左折 22台)

市道(2) 五条集落方面 49台

(内右左折 13台)

湖岸道路(めんたいパーク)方面

66台(内右左折 21台)

<u>*直近の交通事故***6件</u> ①R4.5.8,②R4.5.31,③R4.10.24

##4.5.8, \(\alpha \text{#4.5.31, \(\text{3.4.10.24} \) \(\text{4.4.11.25 \(\text{5.85.1.30, \(\text{6.85.4.22} \) \)